

特定接種（特措法第28条）

- 「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの
- 住民接種に先立って、原則集団接種にて実施する予防接種

（対象者）

- 「医療提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う登録事業者、並びに新型インフルエンザ等対策を実施する公務員（市：対策に従事する市職員）

（実施期間）

3～5日間程度

住民接種（特措法第46条、 予防接種法第6条第3項）

（対象者）

- 栃木市に住所を有する全ての者（約16万人）
※特定接種の対象者を除く

（回数）：3週間の間隔をおいて、2回接種

（1日に1会場[2交代制]で実施する件数）

60人/1h × 7時間 = 420人 ※1会場に医師4名協力

（実施期間）：3か月間

（集団接種会場）

- 保健センター等及び公立中学校（最大20か所）
※施設入所者等は、上記方法以外での実施

（1日の医師協力最大人数）※次ページのレイアウト案参照

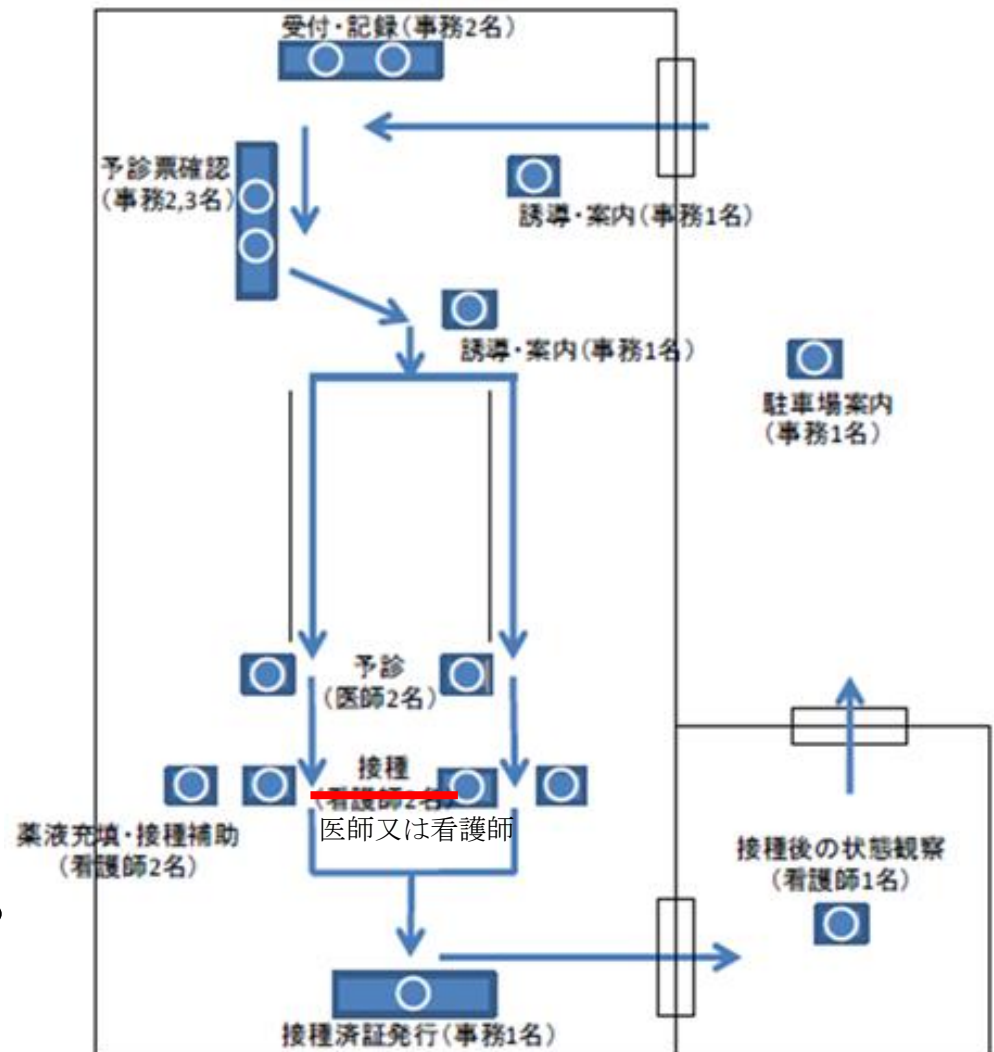
4人 × 20か所 = 80人 （参考）看護師：200人

集団接種会場 レイアウト案

接種従事者配置イメージ

(予診・接種に係る者)

- ①: 予診を担当する医師
 - ②: 接種を担当する医師
又は看護師
 - ③: 薬液充填や接種補助を
担当する看護師
- ※上記①～③をまとめて、
1チームとする。
- ※①～③のほか、受付や
指導等を行う事務職員や
保健師を加えて実施する。



集団接種実施チームの編成について

各協力機関より提出された名簿を、市がコーディネートし、各会場へ割り振る。

- ①: 市より協力機関へ派遣要請
- ②: 協力機関から派遣名簿を受理
- ③: ②の名簿を基に、市が実施チーム名簿を作成(不足の場合、県へ派遣要請)
- ④: 各接種会場へ、実施チームを割り振る

